

3 賃金制度

(1) 時間外労働の割増賃金率【新規調査項目】

時間外労働の割増賃金率について「一律に定めている」企業は82.3%となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業は93.0%、「26%以上」とする企業は7.0%となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業を企業規模別にみると、1,000人以上が28.1%、300～999人が17.9%、100～299人が10.1%、30～99人が4.6%となっている。（第16表）

第16表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

(単位：%)

企業規模	全企業	時間外労働の割増賃金率の定め						定めていない
		定めている	時間外労働の割増賃金率の定め方				時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている	
			一律に定めている	時間外労働の割増賃金率				
			25%	26%以上				
計	100.0	92.6	82.3 (100.0)	(93.0)	(7.0)	10.3	7.4	
1,000人以上	100.0	99.4	72.9 (100.0)	(71.9)	(28.1)	26.5	0.6	
300～999人	100.0	98.4	78.1 (100.0)	(82.1)	(17.9)	20.3	1.6	
100～299人	100.0	97.0	87.5 (100.0)	(89.9)	(10.1)	9.5	3.0	
30～99人	100.0	90.7	81.4 (100.0)	(95.4)	(4.6)	9.2	9.3	

注：（ ）内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率と代替休暇制度【新規調査項目】

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業は24.5%となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業は31.6%、「50%以上」とする企業は68.4%となっている。

1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業のうち、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する代替休暇制度がある企業は22.9%、代替休暇制度がない企業は77.1%となっている。（第17表）

第17表 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級、代替休暇制度の有無別企業割合

(単位：%)

企業規模	時間外労働の割増賃金率を定めている企業		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定め						定めていない
			定めている	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率		代替休暇制度			
				25～49%	50%以上	制度あり	制度なし		
計	[92.6]	100.0	24.5 (100.0)	(31.6)	(68.4)	(22.9)	(77.1)	75.5	
1,000人以上	[99.4]	100.0	88.0 (100.0)	(6.0)	(94.0)	(14.3)	(85.7)	12.0	
300～999人	[98.4]	100.0	61.0 (100.0)	(14.3)	(85.7)	(20.8)	(79.2)	39.0	
100～299人	[97.0]	100.0	31.5 (100.0)	(31.9)	(68.1)	(22.0)	(78.0)	68.5	
30～99人	[90.7]	100.0	17.2 (100.0)	(40.9)	(59.1)	(25.3)	(74.7)	82.8	

注:1) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ()内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。